

# 令和5年 教育委員会

## 第3回 定例会 議事日程

令和5年2月28日（火）

### 第1 協 議

#### 【 指導課 】

- (1) 「学校職員服務取扱規程」及び「学校出勤簿整理規程」の一部改正について
- (2) 定年引上げに伴う教育委員会規則の一部改正について

### 第2 報 告

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 今後の学校等のあり方基本構想中間報告（案）について
- (2) 子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について
- (3) 「青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直し」について
- (4) 令和5年第1回区議会定例会の報告

#### 【 子ども支援課 】

- (1) 令和5年4月保育園等入園審査結果（一次及び二次審査終了時点）

#### 【 子育て推進課 】

- (1) （仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について

#### 【 指導課 】

- (1) 令和4年度全国体力・運動習慣等調査及び5歳児の運動能力調査の結果について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和4年1月）

#### 【 九段中等経営企画室 】

- (1) 令和5年度九段中等教育学校の入学適正検査の受検結果について

### 第3 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月5日号）
- (3) 教育広報かけはし掲載案の修正について

## 「学校職員服務取扱規程」及び「学校職員出勤簿整理規程」の一部改正について

### 1 改正趣旨

令和5年4月1日より、県費負担教職員及び九段中等教育学校教育職員を対象に勤怠管理システムを導入する。そのため、従来紙で処理をしていた出勤記録や各種届出等がシステム上での処理に変更となる。それに伴う規定を整備するほか、あわせて文言整理を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 出勤記録等に係る改正

システムの導入に伴い、出勤記録等の処理方法を改正する。

#### (2) 職員証様式の改正

職員証の現住所欄及び生年月日欄を削除する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日

新旧対照表

○学校職員服務取扱規程

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(職員の定義) 第2条 (現行に同じ)</p> <p>(1)から(5)まで (現行に同じ)</p>	<p>(職員の定義) 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号(以下「勤務時間条例」という。))第2条に規定する職員(以下「幼稚園教育職員」という。) (2) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教職員(以下「県費負担教職員」という。) (3) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年千代田区条例第33号)第2条に規定する教育職員(以下「中等教育学校教育職員」という。) (4) 千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であって、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に定める講師に該当するもの(以下「会計年度任用講師」という。) (5) 東京都教育委員会が任命する会計年度任用職員(以下「東京都会計年度任用職員」という。)</p>
<p>(職員証) 第5条 (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>3 (現行に同じ)</p> <p>4 (現行に同じ)</p> <p>5 (現行に同じ)</p>	<p>(職員証) 第5条 職員(幼稚園教育職員、会計年度任用講師及び東京都会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)は、職務の執行にあたっては、常に職員証(別記様式第1号又は別記様式第2号)を所持しなければならない。 2 職員は、氏名等の記載事項に変更を生じたときは、速やかに職員証を返還し、新たな職員証の交付を受けなければならない。 3 職員は、職員証を紛失したときは、速やかに職員証再交付願(別記様式第3号)により届け出なければならない。 4 職員は、職員証を汚損又は破損したときは、汚損又は破損した職員証を添えて速やかに職員証再交付願により届け出なければならない。 5 職員は、転任又は離職したときは、速やかに職員証を返還しなければならない。</p>
<p>(出勤等の記録) 第7条 職員(幼稚園教育職員及び会計年度任用講師を除く。以下第8条第2項、第15条及び第</p>	<p>(出勤簿) 第7条 職員(幼稚園教育職員及び会計年度任用講師を除く。以下第8条第2項、第15条及び第</p>

16条において同じ。)は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら勤怠管理システム(勤務状況等の管理に関する事務の処理を電子計算組織によって処理する情報処理システムをいう。以下「システム」という。)により出勤又は退勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により所定の操作を行うことができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による記録をし難い職員(以下「出勤簿適用職員」という。)は、同項の規定に関わらず、自らの出勤簿(別記様式第4号)に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。

(年次有給休暇等の請求等)

第8条 (現行に同じ)

2 職員についての前項第2号に掲げる申請(学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第4号)第4条第2項又は第3項に規定する様式により申請する場合を除く。)は、システムへの入力により行わなければならない。ただし出勤簿適用職員は休暇・職免等処理簿(第6号様式。学校栄養職員及び事務職員にあっては、第6号の2様式)により行うことができる。

(事故欠勤の届)

第15条 職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちにシステムへの入力により届け出なければならない。出勤簿適用職員は休暇・職免等処理簿(第6号様式。学校栄養職員及び事務職員にあっては、第6号の2様式)により行うことができる。

(私事欠勤等の届)

第16条 職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめシステムへの入力により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちにシステムに必要事項を記録することにより届け出るものとし、出勤簿適用職員は、休暇・職免等処理簿(第6号様式。学校栄養職員及び事務職員にあっては、第6号の2様式)により行うことができる。

2 (現行に同じ)

(私事旅行等の届出)

第17条 職員は、私事旅行等により、その住所を7日以上離れるときは、その間の連絡先等をあらかじめ上司に届け出なければならない。

2 (現行に同じ)

16条において同じ。)は、定刻までに出勤したときは、出勤簿(別記様式第4号)に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。

(年次有給休暇等の請求等)

第8条 (略)

2 職員についての前項第2号に掲げる申請(学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第4号)第4条第2項又は第3項に規定する様式により申請する場合を除く。)は、職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)においては休暇・職免等処理簿(別記様式第6号)により、職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)においては休暇・職免等処理簿(別記様式第6号の2)により行わなければならない。

(事故欠勤の届)

第15条 職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)においては別記様式第6号により、職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)においては別記様式第6号の2により届け出なければならない。

(私事欠勤等の届)

第16条 職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)においては別記様式第6号により、職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)においては別記様式第6号の2により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちにこの項本文に規定する様式により届け出なければならない。

2 (略)

(私事旅行等の届出)

第17条 職員は、私事旅行等により、その住所を離れるときは、その間の連絡先等をあらかじめ上司に届け出なければならない。

2 (略)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

改正案

別記様式第1号（第5条関係）

〈表〉

63 m/m	第	号			
			職	員	証
	写 真	所 属			
		職氏名			
	上記の者は、本校の職員であることを証明する。				
		年	月	日	
	所 在 地				公 印
	校 長 名				
	90 m/m				

〈裏〉

注 意	
1	この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは無効とする。
2	この職員証を第三者に貸与し、または譲渡してはならない。
3	その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員サービス取扱規程に定めるとおりとする。

※サイズは目安とする。

現行

別記様式第1号（第5条関係）

〈表〉

63 m/m	第	号			
	職 員 証				
	写 真 契 印	所 属			
		<u>現住所</u>			
		職氏名			
			年	月	日生
	上記の者は、本校の職員であることを証明する。				
		年	月	日	
	所 在 地 校 長 名				公 印
	90 m/m				

〈裏〉

注 意	
1 この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは無効とする。	
2 この職員証を第三者に貸与し、または譲渡してはならない。	
3 その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員サービス取扱規程に定めるとおりとする。	

※サイズは目安とする。



改正案

別記様式第2号（第5条関係）

〈表〉

63 m/m	第	号		
	職		員	証
	写 真	所 属		
		職氏名	校 名	
	上記の者は、本校の職員であることを証明する。			
	年 月 日			
	千代田区教育委員会		公 印	
	90 m/m			

〈裏〉

注 意	
1 この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは無効とする。	
2 この職員証を第三者に貸与し、または譲渡してはならない。	
3 その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員サービス取扱規程に定めるとおりとする。	

※サイズは目安とする。

現行

別記様式第2号（第5条関係）

〈表〉

63 m/m	第 号
	職 員 証
	所 属
	<u>現住所</u>
	職氏名 <u>校 名</u>
	年 月 日生
	写 真 契 印
	上記の者は、本校の職員であることを証明する。
	年 月 日
	千代田区教育委員会 公 印
	90 m/m

〈裏〉

注 意
1 この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは無効とする。
2 この職員証を第三者に貸与し、または譲渡してはならない。
3 その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員サービス取扱規程に定めるとおりとする。

※サイズは目安とする。

新旧対照表

○学校職員出勤簿整理規程

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程</u> （目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、千代田区立の小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する職員の<u>出勤記録及び出勤簿の整理</u>に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程において<u>使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 職員 次に掲げる者をいう。</u> <u>ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）</u> <u>イ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員</u> <u>ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員</u> <u>(2) 出勤記録 勤怠管理システム（職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織によって処理するシステムをいう。以下「システム」という。）を使用して行う職員の出勤等に関する記録をいう。</u> <u>(3) 出勤簿 学校職員服務取扱規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第5号）第7条に規定する出勤簿をいう。</u> （整理の区分） 第3条 <u>職員の出勤及び勤務の状況等の記録の整理は、出勤記録により行う。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、出勤記録により難しい職員（以下「出勤簿適用職員」という。）の出勤等の記録は、出勤簿により行う。</u> （出勤簿整理者） 第4条 （現行に同じ）</p> <p>（出勤記録の確認） 第5条 <u>職員（出勤簿適用職員を除く。以下この条において同じ。）は、自己の出勤記録を確認し、出勤、勤務の状況等に関する事実と異なる</u></p>	<p><u>学校職員出勤簿整理規程</u> （目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、千代田区立の小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する職員の出勤簿（学校職員服務取扱規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第5号）第7条に規定する出勤簿をいう。以下同じ。）の整理に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 <u>(1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）</u> <u>(2) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員</u></p> <p>（出勤簿整理者） 第3条 出勤簿の整理は、副校長が行う。ただし、副校長が欠けた場合等における出勤簿の整理は、校長があらかじめ指定する職員をして整理させることができる。</p>

場合は、速やかにシステムにより修正しなければならない。

2 整理者は、職員の出勤、勤務の状況等に関する事実及び出勤記録を確認し、必要があると認める場合は、速やかに当該職員に出勤記録をシステムにより修正させなければならない。

(出勤簿に使用する印鑑)

第6条 (現行に同じ)

(出勤簿の点検及び表示)

第7条 (現行に同じ)

2及び3 (現行に同じ)

(整理者への報告)

第8条 (現行に同じ)

(必要書類の提出)

第9条 (現行に同じ)

(準用)

第10条 (現行に同じ)

別表 (第7条関係)

事由	表示
1 週休日又は休日の出勤	出
2 出張	出張
3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条、 <u>第23条及び第24条</u> に基づく研修	研修
4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年東京都条例第12号)第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の	派遣

(出勤簿に使用する印鑑)

第4条 出勤簿の押印は、あらかじめ整理者(前条に規定する副校長又は校長があらかじめ指定する職員をいう。以下同じ。)に届け出た印を使用し、朱又は類似の色をもってしなければならない。

(出勤簿の点検及び表示)

第5条 整理者は、毎日出勤時限後、出勤簿を点検し、押印のないものについては、別表に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。

2及び3 (略)

(整理者への報告)

第6条 出勤簿の整理のために必要な事項は、別に定めるものを除くほか、書面等をもって速やかに整理者に報告しなければならない。

(必要書類の提出)

第7条 整理者は、職員に対し、出勤簿の整理上必要な書類を提出させることができる。

(準用)

第8条 千代田区立の幼稚園に勤務する職員の出勤簿の整理については、千代田区職員出勤記録整理規程(平成20年千代田区訓令第2号)の例による。

別表 (第5条関係)

事由	表示
1 週休日又は休日の出勤	出
2 出張	出張
3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条若しくは <u>第23条</u> に基づく研修	研修
4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年東京都条例第12号)第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の	派遣

機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年千代田区条例第10号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣	
5 週休日	週休
6 週休日の変更	休変
<u>7 超勤代替時間</u>	超代
8 休日	休日
9 休日の代休日	代休
10 年次有給休暇	
ア 1日単位	年休 全
イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	年休
<u>ウ 半日単位</u>	年休 半
11 病気休暇	病休
12 公民権行使等休暇	公民
13 妊娠出産休暇	産休
14 早期流産休暇	早期
15 妊娠症状対応休暇	妊娠
<u>16 母子保健健診休暇</u>	母子
<u>17 妊婦通勤時間</u>	妊婦
<u>18 育児時間</u>	育児
<u>18の2 育児参加休暇</u>	
ア 1日単位	育参 全
イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	育参
<u>19 子どもの看護休暇</u>	
ア 1日単位	看休 全

機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年千代田区条例第10号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣	
5 週休日	週休
6 週休日の変更	休変
<u>7 週休日の振替</u>	週振
8 休日	休日
9 休日の代休日	代休
10 年次有給休暇	
ア 1日単位	年休 全
イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	年休
11 病気休暇	病休
12 公民権行使等休暇	公民
13 妊娠出産休暇	産休
14 早期流産休暇	早期
15 妊娠症状対応休暇	妊娠
<u>16 妊娠初期休暇</u>	妊初
<u>17 母子保健検診休暇</u>	母子
<u>18 妊婦通勤時間</u>	妊婦
<u>19 育児時間</u>	育児
<u>19の2 育児参加休暇</u>	育参
<u>20 子どもの看護休暇</u>	看休

<u>イ 時間単位</u> （出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	看休	
20 出産支援休暇		
<u>ア 1日単位</u>	支援	全
<u>イ 時間単位</u> （出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	支援	
21 生理休暇	生休	
22 慶弔休暇	慶弔	
23 災害休暇	災害	
24 夏季休暇	夏休	
25 長期勤続休暇	勤休	
26 ボランティア休暇		
<u>ア 1日単位</u>	ボ休	全
<u>イ 時間単位</u> （出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	ボ休	
27 介護休暇	介護	
28 <u>短期の介護休暇</u>	短介	
29 <u>介護時間</u>	介時	
30 職務に専念する義務の免除（31に該当する場合を除く。）	職免	
31 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽減	
32 育児休業	育休	
33 部分休業	部休	
34 大学院修学休業	学休	
35 <u>配偶者同行休業</u>	同休	
36 休職	休職	
37 停職	停職	
38 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企	専従	

21 出産支援休暇		支援
22 生理休暇		生休
23 慶弔休暇		慶弔
24 災害休暇		災害
25 夏季休暇		夏休
26 長期勤続休暇		勤休
27 <u>リフレッシュ休暇</u>		リ休
28 ボランティア休暇		ボ休
29 介護休暇		介護
30 職務に専念する義務の免除（31に該当する場合を除く。）		職免
31 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除		軽減
32 育児休業		育休
33 部分休業		部休
34 大学院修学休業		学休
35 休職		休職
36 停職		停職
37 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企		専従

業労働関係法（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	
<u>39</u> 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結休
<u>40</u> 公務上の傷病	公傷
<u>41</u> 通勤途上の傷病	通災
<u>42</u> 事故欠勤	事故
<u>43</u> 私事欠勤（43、44又は45に該当する場合を除く。）	私事
<u>44</u> 遅参	遅
<u>45</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
<u>46</u> 無届欠勤	不参

業労働関係法（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	
<u>38</u> 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職又は職員 <u>の結核休養に関する条例（昭和29年東京都条例第11号）の規定による休養</u>	結休
<u>39</u> 公務上の傷病	公傷
<u>40</u> 通勤途上の傷病	通災
<u>41</u> 事故欠勤	事故
<u>42</u> 私事欠勤（43、44又は45に該当する場合を除く。）	私事
<u>43</u> 遅参	遅
<u>44</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
<u>45</u> 無届欠勤	不参

## 定年引上げに伴う教育委員会規則の一部改正について

### 1 改正趣旨

地方公務員法の一部が改正され、定年引上げによる60歳以降の給与制度や新たな再任用制度が運用される。これに伴い関連する教育委員会規則の一部の改正を行う。

### 2 改正する規則

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則
- (3) 教職調整額に関する規則
- (4) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則
- (5) 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則
- (6) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (7) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (8) 義務教育等教員特別手当に関する規則

### 3 改正内容

別紙のとおり

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行期日

令和5年4月1日

## 改正内容

	規則	改正内容	該当条項
1	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	定年前提任用短時間勤務職員の正規の勤務時間、年次有給休暇の単位及び特例、特別休暇等の特例等を定める。	第3条、第12条、第14条の5、第17条の2、第22条の2、第23条、第23条の2、
2	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則	定年前提任用短時間勤務職員の給料月額の特数計算方法を定める。	第3条
3	教職調整額に関する規則	定年前提任用短時間勤務職員の教職調整額の特数計算方法を定める。	第3条
4	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則	定年前提任用短時間勤務職員の管理職手当の額の計算方法を定める。	第2条、制定附則第2条及び第3条、別表
5	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員（特定管理監督職群の管理職を想定）の管理職手当の額を定める。	制定附則第2条
6	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則	定年前提任用短時間勤務職員の欠勤等日数の算定方法を定める。	第5条
7	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	定年前提任用短時間勤務職員の支給割合や欠勤等日数の算定方法等を定める。	第4条～第6条
8	義務教育等教員特別手当に関する規則	定年前提任用短時間勤務職員の算定方法を定める。	第2条、制定附則第2条及び第3条

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>（正規の勤務時間）</p> <p>第2条（現行に同じ）</p> <p>2 条例第3条第4項に規定する幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては条例第3条第3項に基づき定める時間）とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難い者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p> <p>（年次有給休暇の単位）</p> <p>第12条（現行に同じ）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、年次有給休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に関する年次有</p>	<p>（正規の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 条例第3条第4項に規定する幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあつては条例第3条第3項に基づき定める時間）とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難い者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p> <p>（年次有給休暇の単位）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、年次有給休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p> <p>（<u>再任用職員等</u>に関する年次有給休暇の特例）</p>

給休暇の特例)

第14条の5 条例第15条第1項で規定する定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き（退職後教育委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

3 相当の期間を経過した後、定年前再任用短時間勤務職員となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、定年前再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。

5 （現行に同じ）

6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（出生サポート休暇）

第17条の2

1 及び 2 （現行に同じ）

3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の出生サポート休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出生サポート休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 （現行に同じ）

5 第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分

第14条の5 条例第15条第1項で規定する再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

2 退職後引き続き（退職後教育委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例（平成13年千代田区条例第6号）第3条の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする。

3 相当の期間を経過した後、再任用職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。

5 （略）

6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（出生サポート休暇）

第17条の2

1 及び 2 （略）

3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出生サポート休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出生サポート休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 （略）

5 第2項ただし書の規定による承認（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出生サポート休暇を含む。）については、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数が

<p>未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>	<p>あるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>
<p>6 (現行に同じ) (子の看護休暇)</p>	<p>6 (略) (子の看護休暇)</p>
<p>第22条の2</p>	<p>第22条の2</p>
<p>1及び2 (現行に同じ)</p>	<p>1及び2 (略)</p>
<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>4 (現行に同じ)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された子の看護休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>	<p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された子の看護休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>
<p>6 (現行に同じ) (出産支援休暇)</p>	<p>6 (略) (出産支援休暇)</p>
<p>第23条</p>	<p>第23条</p>
<p>1及び2 (現行に同じ)</p>	<p>1及び2 (略)</p>
<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>	<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p>
<p>4 (現行に同じ)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出産支援休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>	<p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された出産支援休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間) ) の承認をもって1日の承認とするものとする。</p>

<p>6 (現行に同じ) (育児参加休暇) 第23条の2 1から3まで (現行に同じ)</p> <p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の育児参加休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて育児参加休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>5 (現行に同じ)</p> <p>6 第3項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第4項に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))の承認をもって1日の承認とするものとする。</p> <p>7 (現行に同じ) (短期の介護休暇) 第29条の2 1及び2 (現行に同じ)</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の短期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 (現行に同じ)</p> <p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された短期の介護休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))の承認をもって1日の承認とするものとする。</p> <p>6及び7 (現行に同じ) (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に関する特別休暇等の特例)</p>	<p>6 (略) (育児参加休暇) 第23条の2 1から3まで (略)</p> <p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の育児参加休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて育児参加休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第3項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第4項に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))の承認をもって1日の承認とするものとする。</p> <p>7 (略) (短期の介護休暇) 第29条の2 1及び2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>の短期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第2項ただし書の規定による承認(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第3項に規定する時間数を単位として承認された短期の介護休暇を含む。)については、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))の承認をもって1日の承認とするものとする。</p> <p>6及び7 (略) (<u>再任用職員等</u>に関する特別休暇等の特例)</p>
--	---

<p>第33条 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、第16条、第17条の2から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。</p>	<p>第33条 <u>再任用職員等</u>が、第16条、第17条の2から第20条まで、第22条の2から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。<u>任期の更新をしたときも、同様とする。</u></p>
<p>別表第2（第13条、第14条、第14条の5関係）表（略）</p>	<p>別表第2（第13条、第14条、第14条の5関係）表（略）</p>
<p>備考 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。</p>	<p>備考 <u>再任用職員等</u>にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> </ol>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用常時勤務職員(令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年千代田区条例第20号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年千代田区条例第20号)附則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年3月28日教育委員会規則第5号 (短時間勤務職員の給料月額の端数計算) 第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条第7項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年3月28日教育委員会規則第5号 (短時間勤務職員の給料月額の端数計算) 第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○教職調整額に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○教職調整額に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第9号（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算） 第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>について、<u>条例第3条第1項</u>に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○教職調整額に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第9号（短時間勤務職員の教職調整額の端数計算） 第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>について、<u>条例第3条第1項</u>に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p>
<p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。</u></p>	

新旧対照表

○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第10号 （範囲及び額）</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。<u>この場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当に額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月28日条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第10号 （範囲及び額）</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は、別表に定めるとおりとする。</p>
<p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>
<p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則（制定附則） （施行期日）</p>	<p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則（制定附則）</p>
<p>1（現行に同じ。）</p>	<p>（略）</p>
<p>（経過措置） 2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適</p>	<p>（経過措置） 2 平成19年度における管理職手当の額は、この</p>

用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、第1号に定める額が同項の規定による管理職手当の額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、改正後の規則第2条第2項の規定の適用後の額。以下同じ。）を超える場合は、同条第1項の規定による管理職手当の額に第2号に定める額を加えて得た額とし、第1号に定める額が同項の規定による管理職手当の額に満たない場合は、同項の規定による管理職手当の額から第3号に定める額を減じて得た額とする。

(1) その者につき定められている給料月額に園長にあつては100分の20を、教頭にあつては100分の13をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 前号の乗じて得た額から改正後の規則第2条第1項の規定による管理職手当の額を減じ、2で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 改正後の規則第2条第1項の規定による管理職手当の額から第1号の乗じて得た額を減じ、2で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の運用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

#### 附 則（一部改正附則）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規

定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	<u>定年前再任用短時間勤務職員以外</u> の職員	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>
園長	8万9,600円	7万800円
副園長	6万4,700円	4万1,900円

別表（第2条関係）

支給範囲	支給額	
	<u>再任用職員以外</u> の職員	<u>再任用職員</u>
園長	8万9,600円	7万800円
副園長	6万4,700円	4万1,900円

備考 再任用職員とは、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 1万円</u></p> <p><u>ロ 副園長 8,000円</u></p> <p><u>（2）定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 9,000円</u></p> <p><u>ロ 副園長 7,000円</u></p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 5,000円</u></p> <p><u>ロ 副園長 4,000円</u></p> <p><u>（2）定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 4,500円</u></p> <p><u>ロ 副園長 3,500円</u></p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月28日条例第35号）附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）園長 1万円</u></p> <p><u>（2）副園長 8,000円</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>（1）園長 5,000円</u></p> <p><u>（2）副園長 4,000円</u></p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第15号 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（第1号から第10号まで現行に同じ。） （第1項から第3項まで現行に同じ。）</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u> (現行に同じ。) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条</u></p>	<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第15号 (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（第1号から第10号まで省略） （第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u> (省略)</p>

第4項の規定を適用する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第16号 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員 100分の107.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 100分の52.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の62.5） (第2項及び第3項現行に同じ。) (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「<u>欠勤等の期間</u>」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (第1号から第15号まで現行に同じ。) (第2項から第3項まで現行に同じ。)</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</p> <p>(第5項現行に同じ。)</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第16号 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員 100分の107.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 100分の52.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の62.5） (第2項及び第3項省略) (欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「<u>欠勤等の期間</u>」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (第1号から第15号まで省略) (第2項から第3項まで省略)</p> <p>4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。 (第5項省略)</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により</p>

勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

（減額率）

第6条（第1項現行に同じ。）

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、再任用短

勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

（減額率）

第6条（第1項省略）

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、再任用短

<p>時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。 (第3項現行に同じ。) 附則</p>	<p>時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。 (第3項省略)</p>
<p>(施行規則)</p>	
<p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	
<p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項の規定を適用する。</p>	
<p>3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。</p>	

新旧対照表

○義務教育等教員特別手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第17号 (義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月28日千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>附 則（制定附則） (施行期日)</p>	<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月28日教育委員会規則第17号 (義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。)</u>に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>附 則（制定附則）</p>

1	(現行に同じ。) (経過措置)
2	当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月28日千代田区条例第35号)附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)とする。
3	当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。
別表	(略)
※	表中の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 附則(一部改正附則) (施行期日)
1	この規則は、令和5年4月1日から施行する。
	(経過措置)
2	地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
3	令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

別表 (略)